

会 議 録

会議名	平成30年度第2回小金井市小口事業資金融資審議会		
事務局	市民部経済課産業振興係		
開催日時	平成31年2月19日（火）午後2時00分～午後4時00分		
開催場所	小金井市市民会館萌え木ホールB会議室		
出席者	委員	濱野智徳、益田あゆみ、田頭寿晃、小林功、小野克博、西田剛	
	その他	なし	
	事務局	高橋啓之 経済課長 津田理恵 産業振興係主任	
傍聴の可否	○可・不可・（一部不可）	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

平成30年度 第2回小金井市小口事業資金融資審議会 会議次第

日 時：平成31年2月19日（火）

午後2時00分～

場 所：商工会館3階

市民会館萌え木ホールB会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 平成30年度融資あっせん・実行状況について
- (2) 今後の経営安定化緊急資金の取扱いについて
- (3) その他

3 閉 会

配布資料

- 資料1 平成30年度小口事業資金融資あっせん申込・実行結果集計(月別)
- 資料2 小口事業資金に係る予算の執行状況について(平成28年度～平成30年度)
- 資料3 平成30年度条例改正により新設した資金及び要件緩和を受けた申込の状況
- 資料4 平成31年度の経営安定化緊急資金の取扱いについて
- 資料5 26市緊急経済対策に当たる融資制度に関する調査結果
- 資料6 セーフティネット保証5号について

1 開 会

経済課長が開会の宣言を行った。

本日、委員6名中6名の出席を得ている。小口事業資金あっせん条例施行規則第5条に基づき、平成30年度第2回小金井市小口事業資金融資審議会会議が成立していることを報告し、新委員を紹介した後、議事進行を会長にお願いした。

2 議 事

(1) 平成30年度融資あっせん・実行状況について

事務局： 資料1をもとに、平成31年1月31日現在の平成30年度の申込状況について資金種別、業種別、経営組織別等の件数と実行件数の報告を行い、資料2をもとに予算の執行状況について説明を行った。次に資料3をもとに平成30年度条例改正により新設した資金及び要件緩和を受けた申込の状況を説明した。

質疑応答は以下の通り。

委 員： 借換資金の申込状況について、前回の審議会では金融機関での取扱いが順調に増えているとのことであったが、その後の感触としてはいかがか。

委 員： 要件緩和について反応は多い。月々の返済額が増やさずに追加の融資を借り入れられることで、興味を持つ事業者は多いと思う。保証料の補助がないことを気にされる方も中にはいると感じる。

委 員： 借換資金を新設したことについて広報はどのようにされているか。

事務局： ホームページ及び市報に掲載したり、来庁者に窓口でお知らせしている。なお、パンフレットは今年度更新し、わかりやすく改良したが、冒頭に借換資金新設の旨を掲載した。また、東小金井事業創造センターで開催される事業者向けセミナーや、商店会の説明会等でも説明している。

委 員： 商工会で実施しているマルケイ融資と併せて周知していきたい。借換資金の申込件数は伸びているのでよい傾向だと思う。

会 長： 設備資金にかかる借換資金は申し込みがない状況であるが、設備は借換になじみづらいというのがあるかなと思う。今後、設備資金の既存融資がある事業者から借換ではない設備資金の申込があったら理由を聞くとよい。

委員： 12月の否決となった案件の理由を教えてください。

事務局： 全4件のうち、2件は返済能力不足で2件は保証条件に合わないとの回答を得ている。（後日確認したところ12月の否決の理由は保証条件に合わないであった。）

委員： 申込から実行までどのくらいの期間か。その期間を申込の際に事業者伝えてるか。

事務局： だいたい1ヶ月と1週間くらいと事業者伝えてる。

委員： 資料1を見てみると数ヶ月前に申込のあったものでも未回答となっている案件もあるようだが、なぜか。また、年度をまたいでしまう場合はどうなるのか。

事務局： 金融機関から事業者書類を求めているがその対応がなされていない等と聞いている。年度はまたがないように対応を求め。

会長： どの日を基準に予算執行年度がわかるのか。

事務局： 融資実行日を基準に利子補給、保証料の補助を行っている。

会長： 一定期間実行されなかったら否決となる等のルールがあるとよい。

委員： あっせん票には有効期間がないということか。

事務局： 現状は設定していない。

委員： 書類不備で審査が止まることはよくあると思うが、例えば緊急資金であれば直近3ヶ月の売上状況を確認しているが、あっせん票を発行した後に時間が経過すると、状況が変わってきてしまう。

委員： あっせん票の有効期間を設定するとよい。市でも一定の審査を行っており、審査したときと状況が変わってしまうとよくない。未回答は放置するわけにはいかないと思う。検討課題としたい。

事務局： 検討する。

（2）今後の経営安定化緊急資金の取扱いについて

事務局： 資料4をもとに、経営安定化緊急資金融資あっせん制度について説明。制度の1年間延長を検討したい旨の提案を行った。次に資料5をもとに、多摩地域26市を対象とした経営経済対策に当たる融資制度についての調査結果について説明し、今後の取扱いについて事務局で検討したいため、委員から意見を伺いたい旨を説明した。

質疑応答は以下の通り。

会 長： 経営安定化緊急資金融資あっせん制度について、1年間延長することについてはご異議なしか。

（一同うなずく。）

会 長： その上で、今後の取扱いについての意見はいかがか。

事務局： 半分以上は金融機関を通した申請である。

委 員： 平成30年度の申込状況によると、少なくとも現在実行済みの4件は満額を利用している。もし上限額が上がっても、その上限額満額を使いたいという需要は潜在的にあると思う。枠を広げ、要件を緩和し借りやすい方向にしてほしい。自前の資金で細々と運営する事業者が多いようである。新規創業者への支援も併せ、緊急融資を拡充するかたちにし、市内の事業者の集積を市が複合的に先導して行ってほしい。商店が少なくなってきたが、小さな商店が生き残るための方策が一つでもあればよいと思う。

事務局： 真に必要な事業者のために制度を残していきたいという思いはあるので、半分の市が廃止しているから当市も廃止するという考えには至っていない。枠を広げるには予算が必要となるため難しいところもあり、予算の範囲で使いやすくできる工夫を考えたい。

委 員： 減少率3%は他市と比較すると有利である。3%だと、緊急を要するという状況には至らないのかなというところもある。今年度申込された事業者以外にも、この要件に合致する事業者はいると思う。今後の取扱いとしては、3年だと月々の返済額は高くなるので、償還期間を延ばしたり、金額を増やしたりすると利用者数が増えるのではないかと思う。

（3） その他

セーフティネット保証5号について

事務局： 資料6をもとにセーフティネット保証5号の概要及び小金井市における平成30年度（平成30年1月31日現在）の認定申請件数について報告を行った。

質疑応答は以下の通り。

委 員： 保証割合が変わったことにより、金融機関の負担が発生するために、借り入れはしにくくなるか以前伺ったところ、そうではないとのことであったが、現状はいかがか。

委員： 以前の回答と同様になるが審査にはあまり関係ない。

委員： この認定制度は保証協会の制度を申し込むための要件となっている。平成20年度にリーマンショックがあり、その対応策として条件が有利な制度があったため、その頃の申請件数が多くなっているが、現在は事業者にとって有利な商品が少ないのかなと推測できる。

3 閉 会

平成30年度 第2回小金井市小口事業資金融資審議会 会議次第

日 時：平成31年2月19日（火）

午後2時00分～

場 所：商工会館3階

市民会館萌え木ホールB会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 平成30年度融資あっせん・実行状況について
- (2) 今後の経営安定化緊急資金の取扱いについて
- (3) その他

3 閉 会

配布資料

- 資料1 平成30年度小口事業資金融資あっせん申込・実行結果集計(月別)
- 資料2 小口事業資金に係る予算の執行状況について(平成28年度～平成30年度)
- 資料3 平成30年度条例改正により新設した資金及び要件緩和を受けた申込の状況
- 資料4 平成31年度の経営安定化緊急資金の取扱いについて
- 資料5 26市緊急経済対策に当たる融資制度に関する調査結果
- 資料6 セーフティネット保証5号について

平成30年度小口事業資金融資あっせん申込・実行結果 集計(月別)

平成30年度申込実績(平成31年1月31日現在)

(金額:万円)

月・区分 資金種別	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額												
A 運転資金	6	2,150	5	1,050	6	2,420	12	4,830	2	450	6	2,150	6	1,540	9	2,634	4	1,600	6	1,660							62	20,484
B 設備資金			2	610	1	130			2	326	1	734	2	980	3	1,223	2	502	1	515							14	5,020
C 特別設備資金																										0	0	
D 開業資金							3	1,201					2	550			1	130									6	1,881
E 商店街等振興資金																										0	0	
H 経営安定化緊急資金			1	300	1	300							1	300	1	300				2	450						6	1,650
J 運転資金に係る借換資金	3	1,330	2	1,100			2	815	1	600	2	800			2	750				1	250						13	5,645
K 設備資金に係る借換資金																											0	0
合計	9	3,480	10	3,060	8	2,850	17	6,846	5	1,376	9	3,684	11	3,370	15	4,907	7	2,232	10	2,875							101	34,680

平成30年度あっせん結果

あっせん結果	融資実行																												
	減額実行を含む	件数ベース	金額ベース	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
実行率	88.9%	100.0%	74.1%	8	2,580	10	3,060	7	2,550	16	6,146	4	1,150	7	2,684	10	3,120	13	4,202	2	730	0	0					77	26,222
否決							1	300						1	400	1	250			1	600							4	1,550
辞退	1	600								1	26					2	700											4	1,326
未回答							1	500					1	600					4	902	10	2,965						16	4,967

*網掛け部分はあっせん結果確定分

平成30年度第2回 審議会資料

平成30年度小口事業資金融資あっせん申込集計(項目別)

1 資金種別

		金額:万円	
区分	件数	金額	
A 運転資金	62	20,484	
B 設備資金	14	5,020	
C 特別設備資金	0	0	
D 開業資金	6	1,881	
E 商店街等振興資金	0	0	
H 経営安定化緊急資金	6	1,650	
J 運転資金に係る借換資金	13	5,645	
K 設備資金に係る借換資金	0	0	
合計	101	34,680	

2 業種別

		金額:万円	
区分	件数	金額	
1 建設業	20	7,778	
2 製造業	7	2,325	
3 運輸・通信業	1	130	
4 卸売業	18	6,724	
5 小売業	11	4,041	
6 飲食業	5	2,100	
7 不動産業	13	4,780	
8 サービス業	24	5,702	
9 その他	2	1,100	
合計	101	34,680	

※その他内訳…福祉サービス事業、アニメーション制作

3 経営組織別

		金額:万円	
区分	件数	金額	
1 個人	33	8,671	
2 有限会社	32	11,920	
3 株式会社	34	13,489	
4 特定非営利活動法人	1	100	
5 合同会社	1	500	
6 その他	0	0	
合計	101	34,680	

4 借入履歴別

		金額:万円	
区分	件数	金額	
1 初	31	12,077	
2 2回目	12	3,091	
3 3回目	14	4,350	
4 4回目	11	3,490	
5 5回目	13	4,980	
6 6回目以上	20	6,692	
合計	101	34,680	

5 代表者住所・事業所地別

		小金井市	市外	合計
区分		件数	件数	件数
A 運転資金	代表者住所	48	14	62
	事業所地	60	2	62
B 設備資金	代表者住所	14	0	14
	事業所地	14	0	14
C 特別設備資金	代表者住所	0	0	0
	事業所地	0	0	0
D 開業資金	代表者住所	5	1	6
	事業所地	6	0	6
E 商店街等振興資金	代表者住所	0	0	0
	事業所地	0	0	0
H 経営安定化緊急資金	代表者住所	6	0	6
	事業所地	5	1	6
J 運転資金に係る借換資金	代表者住所	13	0	13
	事業所地	13	0	13
K 設備資金に係る借換資金	代表者住所	0	0	0
	事業所地	0	0	0
合計	代表者住所	86	15	101
	事業所地	98	3	101

小口事業資金に係る予算の執行状況について（平成28年度～平成30年度）

保証料補助金

【平成28年度】

予算額：3,428,000円

第Ⅰ四半期	806,416円（20件）
第Ⅱ四半期	612,991円（18件）
第Ⅲ四半期	553,650円（20件）
第Ⅳ四半期	825,622円（23件）
合 計	2,798,679円（81件）

【平成29年度】

予算額：3,430,000円

第Ⅰ四半期	773,087円（23件）
第Ⅱ四半期	429,467円（18件）
第Ⅲ四半期	558,730円（22件）
第Ⅳ四半期	881,620円（22件）
合 計	2,642,904円（85件）

【平成30年度】

予算額：3,430,000円

第Ⅰ四半期	762,248円（23件）
第Ⅱ四半期	627,089円（21件）
第Ⅲ四半期	752,590円（28件）
第Ⅳ四半期	— 円（— 件）
合 計	2,141,927円（72件）

利子補給金

【平成28年度】

予算額：9,400,000円

第Ⅰ四半期	2,118,017円
第Ⅱ四半期	2,111,399円
第Ⅲ四半期	2,078,828円
第Ⅳ四半期	2,034,942円
合 計	8,343,186円

【平成29年度】

予算額：9,400,000円

第Ⅰ四半期	2,067,901円
第Ⅱ四半期	2,036,066円
戻入額	△5,964円 ※利子補給停止による
第Ⅲ四半期	1,947,511円
第Ⅳ四半期	1,893,030円
合 計	7,938,544円

【平成30年度】

予算額：9,400,000円

第Ⅰ四半期	1,940,024円
第Ⅱ四半期	2,010,108円
第Ⅲ四半期	2,015,927円
第Ⅳ四半期	— 円
合 計	5,966,059円

資料2

資料 3

平成30年度条例改正により新設した資金及び要件緩和を受けた申込の状況

1 運転資金にかかる借換資金申込状況

単位：万円

	返済中の運転資金がある事業者による運転資金 申込		運転資金にかかる借換資金 申込		合計	
	件数	申込額	件数	申込額	件数	申込額
A 平成29年4月～平成30年1月	22	6,564	—	—	22	6,564
B 平成30年4月～平成31年1月	20	4,800	13	5,645	33	10,445
AとBの比較	Δ 2	Δ 1,764	13	5,645	11	3,881

2 設備資金にかかる借換資金申込状況

	返済中の設備資金がある事業者による設備資金 申込		設備資金にかかる借換資金 申込		合計	
	件数	申込額	件数	申込額	件数	申込額
A 平成29年4月～平成30年1月	2	464	—	—	2	464
B 平成30年4月～平成31年1月	5	1,226	0	0	5	1,226
AとBの比較	3	762	0	0	3	762

3 住所要件の緩和を受けた申込件数

	法人による申込(開業資金以外)		左のうち、代表者住所が小金井市及び近隣市以外	
	件数	申込額	件数	申込額
A 平成29年4月～平成30年1月	50	18,324	—	—
B 平成30年4月～平成31年1月	67	25,509	7	3,100
AとBの比較	17	7,185	7	3,100

平成31年度の経営安定化緊急資金の取扱いについて

1 経営安定化緊急資金について

平成11年7月、小金井市小口事業資金融資あっせん条例の全部改正に併せて新設された資金メニューである。小金井市経営安定化緊急資金融資あっせん要綱にて申込資格や期間等を定めて実施。現在、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間において、次の内容で実施している。

【あっせん対象要件】

- (1) 最近3か月又は1年間の売上高が前年同期と比較して3%以上減少していること。
- (2) 倒産した取引先の相手企業に、売掛金等回収困難な債権を有していること。

【緊急資金内容】

申込限度額：300万円	※他の資金の総限度額とは別枠で申請が可能
資金用途：運転資金	
償還期間：3年以内（据置6か月を含む）	

市の貸付利子補給の率は、年利1.7%を上限とし、借受人の負担利率の下限を年利0.5%とする中で定める率とする。

2 平成31年度の取扱いについて

現在、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの実施となっているが、再度1年間申込期限の延長を行い、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの延長を検討したい。

緊急資金申込・実行状況について

		申 込		融資実行	
平成14年度	売上高減少 債権回収困難	8件	2,350万円	6件	1,700万円
	BSE	1件	300万円	0件	0万円
平成15年度	売上高減少 債権回収困難	3件	700万円	2件	400万円
	BSE 鳥インフルエンザ	0件	0万円	0件	0万円
平成16年度	売上高減少 債権回収困難	5件	1,494万円	5件	1,344万円
	BSE 鳥インフルエンザ	0件	0万円	0件	0万円
平成17年度	売上高減少 債権回収困難	5件	1,020万円	5件	1,020万円
	BSE 鳥インフルエンザ	0件	0万円	0件	0万円
平成18年度	売上高減少 債権回収困難	5件	880万円	5件	880万円
	BSE 鳥インフルエンザ	0件	0万円	0件	0万円
平成19年度	売上高減少 債権回収困難	3件	900万円	3件	900万円
	BSE 鳥インフルエンザ	0件	0万円	0件	0万円
平成20年度	売上高減少 債権回収困難	23件	5,970万円	20件	5,170万円
	BSE 鳥インフルエンザ	0件	0万円	0件	0万円
平成21年度	売上高減少 債権回収困難	6件	1,600万円	5件	1,200万円
	BSE 鳥インフルエンザ	0件	0万円	0件	0万円
平成22年度	売上高減少 債権回収困難	9件	2,576万円	6件	1,676万円
平成23年度	売上高減少 債権回収困難	7件	1,950万円	7件	1,650万円
平成24年度	売上高減少 債権回収困難	8件	2,155万円	7件	2,035万円
平成25年度	売上高減少 債権回収困難	5件	1,500万円	5件	1,500万円
平成26年度	売上高減少 債権回収困難	4件	1,170万円	4件	1,170万円
平成27年度	売上高減少 債権回収困難	5件	1,400万円	5件	1,400万円
平成28年度	売上高減少 債権回収困難	3件	800万円	3件	700万円
平成29年度	売上高減少 債権回収困難	6件	1,440万円	4件	990万円
平成30年度	売上高減少 債権回収困難	6件	1,650万円	4件	1,200万円

*平成30年度は平成31年1月末日現在

26市緊急経済対策に当たる融資制度に関する調査結果

No.	自治体名	平成30年度の実施内容							平成31年度の実施内容		
		名称	対象	融資用途 融資限度額	償還期 間	担保期 間	利率 利子補給	保証		実施条件 (条例等の名称)	
1	八王子市	該当なし									
2	立川市	該当なし									
3	武蔵野市	中小規模事業者事業資金融資あっせん制度 事業資金特別融資	・最近3か月間又は直近期の売上高が前年同期間と比較して10%以上減少していること	運転・設備・併用 1,000万円	6年以内	6か月	1.9% (変動)	1.6%	全額	・武蔵野市中小規模事業者事業資金融資あっせん条例 ・武蔵野市中小規模事業者事業資金融資あっせん条例施行規則	同内容で実施
		中小規模事業者事業資金融資あっせん制度 小口等細事業資金特別融資	・新たに申込み融資あっせん制度の保証を含め、保証協会付けの保証付融資の合計残高が1,250万円以下であること ・最近3か月間又は直近期の売上高が前年同期間と比較して10%以上減少していること				1.7%				
4	三鷹市	不況対策緊急資金	・最近3か月または最近1年間の売上高(生産高)が、1～3年前のいずれかの同期と比べて10%以上減少していること	運転 800万円	6年以内	12か月	1.975%	1.625%	全額	・三鷹市不況対策緊急資金融資あっせん要綱	同内容で実施
		特定不況対策緊急資金	不況対策緊急資金の対象で、次のいずれにも該当する中小企業者 ・この融資を含めて、信用保証協会の保証付き融資の合計残高が2,000万円以下 ・常時使用する従業員が20人(卸売業・小売業・サービス業は5人)以下							・三鷹市特定事業資金融資あっせん要綱	
5	青梅市	該当なし									
6	府中市	不況対策特別資金	・最近3か月間または1年間の売上高が前年、2年前、3年前のいずれかの年の同期と比較して、10%以上減少していること	運転 700万円	5年以内	12か月	1.80%	1.35%	なし	・府中市中小企業事業資金融資のあっ旋に関する要綱	同内容で実施
7	昭島市	昭島市緊急対策事業資金融資あっせん制度	・最近3か月または1年間の①売上高②売上総利益率③営業利益率のいずれかが前年同期と比較して、3%以上減少していること	運転 500万円	5年以内	6か月	1.6%	1年目1.6% 2年目以降 1.25%	全額又は一部助成	・昭島市緊急対策事業資金融資あっせん要綱	同内容で実施(但し、要検討事項として認識している)
8	調布市	該当なし									
9	町田市	町田市中小企業融資制度(緊急資金)	・最近3か月の売上実績が前年同期と比べて5%以上減少していること	運転・設備・併用 500万円	5年以内	6か月	1.75%	1.5%	なし	・町田市中小企業融資利子補助金交付要綱	同内容で実施
10	小金井市	小口事業資金融資あっせん制度 緊急資金(経営安定化緊急資金)	・最近3か月間または1年間の売上高が前年同期と比べて3%以上減少していること	運転 300万円	3年以内	6か月	1.975% (変動)	1.475%	最大1/2助成	・小金井市小口事業資金融資あっせん条例 ・小金井市経営安定化緊急資金融資あっせん要綱	同内容で実施

資料5

自治体名	名称	要件	平成30年度の具体的な実施内容							平成31年度 予定内容	
			資金使途 融資限度額	償還期 間	返済期 間	利率	利子補給	保証料	実施根拠 (条例等の名称)		
11 小平市	小口事業資金・小口零細企業資金融資あっせん制度 緊急運転資金	次のいずれかの要件を満たしていること ・直近1年間の売上高が前年同期と比較して10%以上減少している。 ・最近3か月の売上高が前年同期と比較して10%以上減少し、今後も減少が継続して見込まれる。	運転 300万円	3年以内	6か月	全部保証利率：1.16% 1.66% 責任共有利率：1.86%	全部保証利率：1.16% 責任共有利率：1.30%	信用保証料の金額 35,000円以下 35,000円を超える 70,000円を超える 105,000円を超える 140,000円を超える	補助率 10/10 1/2 1/3 1/4 1/5	・小平市小口事業資金の融資のあっせん等に関する条例 ・小平市小口事業資金の融資のあっせん等に関する条例施行規則 ・小平市小口零細企業保証制度に係る融資のあっせん等に関する条例 ・小平市小口零細企業保証制度に係る融資のあっせん等に関する条例施行規則	同内容で実施
12 日野市	中小企業事業資金融資あっせん制度緊急資金	・為替相場の変動、使用資材の高騰等経済社会情勢の変化により緊急に必要とする資金	運転 350万円	3年以内	6か月以内	長期プライムレート -0.3%	1.5%以内	1/2助成		・日野市中小企業事業資金融資あっせん条例 ・日野市中小企業事業資金融資あっせん条例施行規則	同内容で実施
13 東村山市	小口事業資金特別融資制度（不況対策特別資金）	・中小企業保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証制度）に規定する特定中小企業者として、市長の認定を有すること	運転・設備・併用 500万円	5年以内	6か月	1.725%	最初の1年間は全額補助、以後は1/2	1/2助成（上限10万円）		・東村山市小口事業資金融資条例 ・東村山市小口事業資金融資条例施行規則	利率に変更の可能性はあるが、同内容で実施予定
14 国分寺市	該当なし										
15 国立市	緊急事業資金 緊急事業資金（小口零細）	・緊急に資金を必要とする者であること ・従業員の給与支払い、手形決済など緊急に資金が必要となったとき	運転 300万円	3年以内	2か月	2.1% 1.9%	1.0%	1/2助成		・国立市緊急事業資金融資あっせん条例 ・国立市中小企業事業資金（小口零細）融資あっせん制度実施要綱	同内容で実施
16 福生市	該当なし										
17 狛江市	該当なし										
18 東大和市	東大和市小口事業資金融資あっせん制度（不況対策特別運転資金）	・最近3か月間または1年間の売上高が前年同期と比べて10%以上減少していること	運転 300万円	5年以内	6か月	1.9%	0.95%	1/3助成		・東大和市小口事業資金融資条例 ・東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例	同内容で実施
19 清瀬市	該当なし										
20 東久留米市	東久留米市中小企業資金融資制度（経営安定化資金） 東久留米市小口零細企業資金融資制度（経営安定化資金）	・最近3か月間または1年間の売上高（生産高）が、前3年のいずれかの年の同期と比較して10%以上減少していること	運転 500万円 運転 300万円	5年以内	1年 6か月	1.875%	1.2%	1/2助成（上限25,000円）		・東久留米市中小企業資金融資条例 ・東久留米市中小企業資金融資条例施行規則 ・東久留米市小口零細企業資金融資制度実施要綱	同内容で実施
21 武蔵村山市	小口事業資金あっせん制度（緊急特別運転資金）	・最近3か月又は1年間の生産額か売上高が、前年同期と比べて10%以上減少していること	運転資金 500万円	5年以内	6か月	1.5%	支払利子額の1/2	全額		・武蔵村山市小口事業資金融資条例 ・武蔵村山市小口事業資金融資条例施行規則	同内容で実施
22 多摩市	該当なし										
23 稲城市	小口事業資金融資あっせん制度緊急運転資金	・最近3か月間または1年間の売上高または生産額が、前年、2年前、3年前のいずれかの年の同期と比較して、10%以上減少していること	運転 400万円	5年以内	6か月	1.975%	1.678%	2/3助成		・稲城市小口事業資金融資あっせん条例 ・稲城市小口事業資金融資あっせん規則	変更後の内容で実施

No.	自治体名	平成30年度の具体的な実施内容							平成31年度の実施 予定内容	
		名称	要件	資金使途 融資限度額	償還期 間	据置期 間	利率	利子補給		保証料
24	羽村市	該当なし								
25	あきる野市	該当なし								
26	西東京市	該当なし ※平成28年度まで特別 対策運転資金を実施								

セーフティネット保証5号について

1 制度目的

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、その事業資金を供給し、もって中小企業者の事業発展に資することを目的とする。

2 申込人資格要件

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者

3 指定業種数（平成29年度・平成30年度）

平成29年 4月1日～平成29年 6月30日・・・247業種指定で運用

平成29年 7月1日～平成29年 9月30日・・・184業種指定で運用

平成29年10月1日～平成29年12月31日・・・161業種指定で運用

平成30年 1月1日～平成30年 3月31日・・・191業種指定で運用

平成30年 4月1日～平成30年 6月30日・・・179業種指定で運用

平成30年 7月1日～平成30年 9月30日・・・193業種指定で運用

平成30年10月1日～平成30年12月31日・・・167業種指定で運用

平成31年 1月1日～平成30年 3月31日・・・207業種指定で運用

4 認定要件

(イ) 最近3ヶ月間の平均売上高等が前年同期比マイナス5%以上

(ロ) 製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できない。

5 保証割合

80%

6 保証限度額

1企業 2億8,000万円

{ 普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内

中小企業信用保険法第2条第5項第5号認定申請件数月別一覽

平成31年1月31日現在

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成19年度	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5	4	8	19
平成20年度	3	0	4	2	1	2	3	79	74	30	39	31	268
平成21年度	19	25	23	35	15	15	24	15	18	10	19	16	234
平成22年度	13	10	8	11	6	16	11	22	28	11	15	25	176
平成23年度	8	7	7	6	9	2	7	2	6	7	8	9	78
平成24年度	0	4	3	2	10	5	5	5	4	1	0	4	43
平成25年度	1	3	2	4	1	2	3	1	0	0	3	0	20
平成26年度	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
平成27年度	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	6
平成28年度	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
平成29年度	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0